

自動車用バッテリーの回収・リサイクルに係る制度設計の基本的考え方について

1. システム再構築に当たっての基本的考え方

自動車、二輪車、農業機械、建設機械、小型船舶等のエンジン式の機器の始動・点灯・点火などに使用される鉛蓄電池(以下「自動車用バッテリー」という。)の回収・リサイクルシステムの再構築に当たっての基本的考え方について、第1回合同会合において以下のとおり整理されている。

1 - 1. 新しいシステムの基本的在り方

自動車バッテリーの回収・リサイクルシステムの再構築に当たっては、以下の要素を備えたシステムを構築する必要がある。

- a) 輸入バッテリーを含む国内に投入される自動車用バッテリーの回収・リサイクルの実効性が確保されるシステム
- b) 鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステム

1 - 2. 不法投棄等の防止

自動車用バッテリーは小型で比較的持ち運びしやすい製品であることから、排出時に費用を徴収する方法は不法投棄につながるおそれがあり、また、自治体が収集するごみと一緒に排出される可能性もあることなどから、バッテリー製造事業者等に対しては使用済バッテリーを無償で回収する取組を求めていくべきである。

また、新しいシステムの開始後数年間において回収対象の多くを占めると考えられる既販の自動車用バッテリーについても、不法投棄防止のため、無償で回収することにより、実効性が確保できる仕組みを構築することが必要である。

1 - 3. 資源有効利用促進法の指定再資源化製品制度の活用

自動車用バッテリーについては、現在の回収・リサイクルシステムの維持が困難になりつつあること、現に自主的取組が存在し自主回収及び再資源化の体制整備が経済的に可能であること、から資源有効利用促進法の指定再資源化製品の対象要件に合致しており、同製品を政令で指定することが適切である。

これと併せ、指定再資源化製品を部品として使用する製品として、自動車用バッテリー使用機器を政令で指定することが適切である。

2. 指定再資源化製品の指定及び判断基準省令の考え方

資源有効利用促進法では、指定再資源化製品（自動車用バッテリー）を政令で定めた上で、主務大臣は、指定再資源化事業者（自動車用バッテリー製造・輸入事業者及び自動車用バッテリー使用機器製造・輸入事業者）の取り組むべき回収・リサイクルに関する判断の基準となるべき事項を省令で定めることとなっている。

この省令（判断基準省令）の考え方は以下のとおり。

（1）対象製品

自動車、二輪車、農業機械、建設機械、小形船舶等、広範に使用されており、排出量が多く、現在の国内バッテリー製造事業者による自主的な取組の維持が困難となりつつある自動車用バッテリーを政令で指定再資源化製品に指定する。

自動車用バッテリーとは、日本工業規格に掲げる「始動用鉛蓄電池」(JIS D5301)及び同等の性能・方式の規格外品、並びに「二輪自動車用鉛蓄電池」(JIS D5302)及び同等の性能・方式の規格外品がこれに相当する。

これに該当しない産業用バッテリーについては、事業活動の一環として使用されるものであり小売店等から排出される自動車用バッテリーとは排出形態が異なり、関係者が限定されている。このため、新しい法制度に基づき関係者に回収・リサイクルの役割を求める必要性は乏しく、今般の資源有効利用促進法に基づく回収・リサイクルの対象とはしないこととする。

（2）指定再資源化事業者

回収・リサイクルの実施主体としての役割が求められる以下の事業者を指定再資源化事業者とする。

自動車用バッテリーを製造又は輸入する者

自動車用バッテリー製造事業者及び自動車用バッテリー輸入事業者（以下「バッテリー製造等事業者」という。）は、

- ・ 硫酸や鉛を含み他の製品と比べ廃棄物となった際の処理が困難である製品を製造又は輸入し、国内市場に投入していること、
- ・ 自動車用バッテリーの製造等（輸入を含む。）の事業活動に伴い、回収・リサイクルに関する情報を市場を通じて関係事業者に伝達することや、それを通じて使用済バッテリーの回収・リサイクルの体制整備を図ることができ得る立場にいること、

から、自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムの中では指定再資源化事業者として使用済バッテリーの自主回収・再資源化に取り組むことが求められる。

自動車用バッテリーを使用する製品を製造又は輸入する者

自動車用バッテリー使用機器製造事業者及び自動車用バッテリー使用機器輸入事業者（以下「バッテリー使用機器製造等事業者」という。）は、

- ・ 自動車用バッテリーを必要不可欠な部品として自らが製造又は輸入する機器に使用して市場に供給していること
 - ・ 使用済バッテリーを排出する関係事業者（機器販売店や機器整備事業者等）やユーザーと緊密な関係にあり、回収・リサイクルに関する情報を市場を通じて関係事業者に伝達することや、それを通じて使用済バッテリーの回収・リサイクルの体制整備を図ることができ得る立場にいること、
- から、自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムの中では指定再資源化事業者として使用済バッテリーの自主回収・リサイクルに取り組むことが求められる。

（３）使用済バッテリーの無償回収その他について

バッテリー製造等事業者及びバッテリー使用機器製造等事業者（以下「バッテリー製造等事業者等」という。）は使用済バッテリーを無償で回収する必要がある。

また、新しいシステムの開始後数年間において回収対象の多くを占めると考えられる既販の自動車用バッテリーについても、不法投棄防止のため、無償で回収することにより、実効性が確保できる仕組みを構築することが必要である。

さらに、バッテリー製造等事業者等は、使用済みバッテリーの回収・リサイクルに当たり、自動車用バッテリー又は自動車用バッテリー使用機器の販売等を行う事業者に対し必要な協力を求めること、実効性を確保するための必要な情報の公表を行うこと、単独に又は共同して実施した使用済バッテリーの回収・リサイクルの状況を毎年度公表すること、が必要である。

（４）再資源化の目標

再資源化の目標は、回収した使用済バッテリーの重量に対する、当該使用済バッテリーのうち再資源化が行われた重量の割合をもって表されるものである。

バッテリー製造等事業者等が定める使用済バッテリーの再資源化の目標は、自動車用バッテリーに含まれる材料等の構成並びにその材料等の再資源化が技術的及び経済的に可能と見込まれる比率を基に算定するものであり、特に鉛を確実に回収・リサイクルする必要があるとの前提に立ち、今後、具体的な目標数値を検討していく。

（５）市町村との連携に関する事項

バッテリー製造等事業者等は、市町村が当該製造等事業者等に使用済バッテリーの引取りを求める場合に当該市町村が満たすべき引取りの条件について、あらかじめ公表するものとする。

引取りの条件は、小規模な市町村が存在することも勘案して定める必要がある。
バッテリー製造等事業者等は、公表した条件に基づいて市町村から当該事業者等に使用済バッテリーの引取りを求められた場合は、当該使用済バッテリーについて、無償で引き取り、回収・リサイクルするものとする。

(6) その他事項

バッテリー製造等事業者等は、使用済バッテリーの回収・リサイクルをする際には、関係法令の規定を遵守するとともに、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、回収・リサイクルに係る安全性を確保するものとする。

3. 関係事業者の具体的な役割の果たし方について

自動車用バッテリーの回収・リサイクルに当たり、バッテリー製造等事業者等は、個別に体制を構築するか、又は各事業者が共同して体制を構築することになる。

現在、電池メーカー団体は、共同して回収・リサイクル体制を構築するべく協会を設立しており、バッテリー製造等事業者等が共同で回収・リサイクルを実施していくためのシステムを構築するべく検討・調整を進めているところ。

上述の判断基準省令の考え方を踏まえると、関係事業者の具体的な役割の果たし方は、以下のようなものが考えられる。

(1) 指定再資源化事業者の具体的な実施方法例

バッテリー製造等事業者

バッテリー製造等事業者は、単独でシステムを構築し、又は共同システムに参画することにより自主回収・リサイクルを実施する。

また、自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムに関する関係者への普及啓発等を実施する。

バッテリー使用機器製造等事業者

a) 機器に搭載されて販売される自動車用バッテリーについて、回収・リサイクルを行うバッテリー製造等事業者が国内に存在する場合

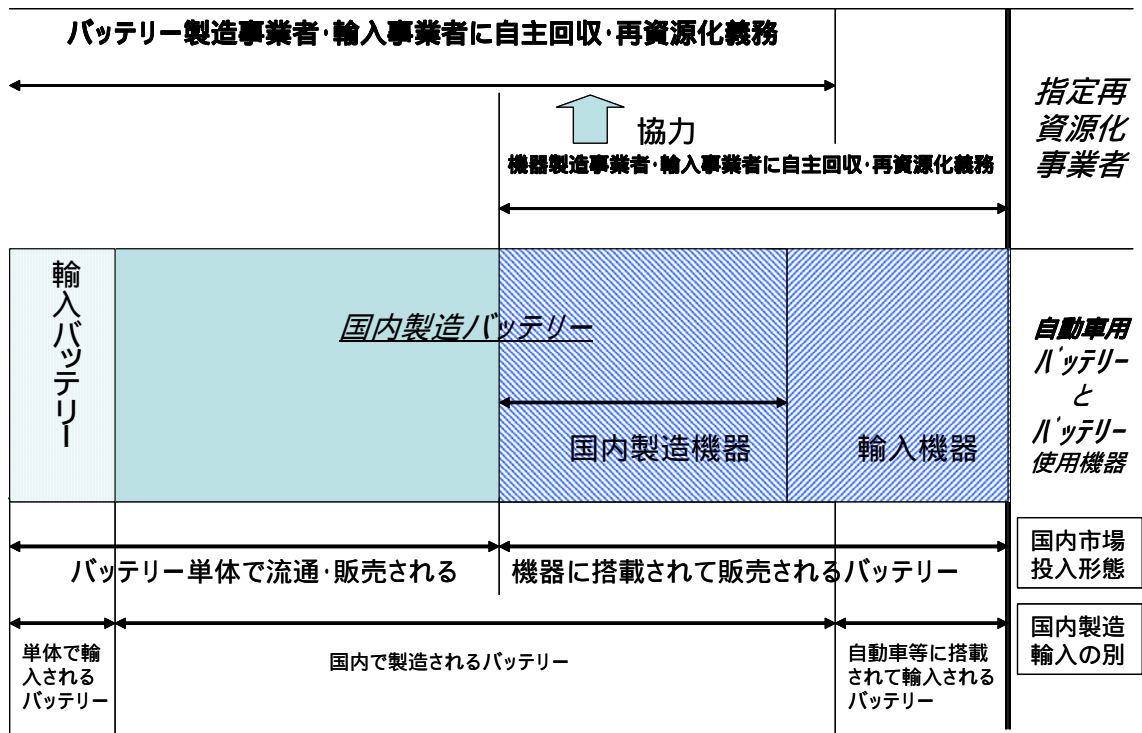
バッテリー使用機器製造等事業者は、バッテリー製造等事業者が負担するバッテリーのリサイクル費用につき、応分の負担を行う。

また、自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムに関する関係者への普及啓発等を実施する。

b) 機器に搭載されて販売される自動車用バッテリーについて、回収・リサイクルを行うバッテリー製造等事業者が国内に存在しない場合

バッテリー使用機器製造等事業者は、単独でシステムを構築し、又は共同システムに参画することにより回収・リサイクルを実施する。

また、自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムに関する関係者への普及啓発等を実施する。



(2) その他関係者に求められる協力等

その他の関係者については、資源有効利用促進法上の指定再資源化事業者に対し、以下のとおり協力していくことが求められる。

自動車用バッテリー販売店

自動車用バッテリー販売店においては、これまでも自動車用バッテリーの販売・交換等の際に不要になった使用済バッテリーを消費者から引き取り、回収業者等へ引き渡してきたことから、引き続き、バッテリー販売店には消費者からの使用済バッテリーの引取・排出拠点として、使用済バッテリーの回収に協力することが適切である。

また、自動車バッテリーの無償引取りを実施することについて、消費者等に対する周知を図ることが期待される。

自動車用バッテリー卸売業者

自動車用バッテリー卸売業者の中には使用済バッテリーの下取り(商慣習として、自動車用バッテリーを販売する際に、同種の使用済バッテリーを無償で引き取る行為)を実施している者もいることから、引き続き、これらの販売店から使用済バッテリーの下取りを実施することなどが、使用済バッテリーの効率的な回収に寄与すると考えられる。

国

国は、普及・広報活動を通じて、使用済バッテリーの回収・リサイクルに関して、関係各者の理解を深めるとともに、その実施に関する協力を求める必要がある。

自治体

自治体は、消費者と密接なつながりを持つことから、回収・リサイクルの仕組みが実効的に機能するよう、適正な排出を促すことや引取拠点を紹介することを含め、消費者等に対する情報提供や周知活動を実施することが求められる。

消費者

消費者は、自動車用バッテリーの回収・リサイクルが確実に実施されるよう、自動車用バッテリー販売店等に適切に引き渡すことにより、使用済バッテリーの回収・リサイクルの確実な推進に協力する必要がある。